

ご 案 内

送信日2024年12月10日

送付先: 組 合 員 各 位

差出人: 専務理事 前 川 肇

三重県津市羽所町 700 アスト津 7F

三重県石油商業組合 / 三重県石油業協同組合

TEL: 059-225-5981 / FAX: 059-226-5543

TEL:

E-mail : h-maegawa@mie-sekiyu.or.jp

FAX:

<http://www.mie-sekiyu.or.jp>

至急！ ご確認ください 折り返しご連絡ください

■ 件 名 燃料油価格激変緩和対策事業の補助率の段階的縮小について

石油組合の運営につきましてご支援、ご協力を賜りありがとうございます。

さて、ご案内のとおり燃料油価格激変緩和対策事業は2024年12月19日(木)以降、段階的に補助率の引き下げが行われます。

原油価格や為替の変動は不透明ですが、段階的に縮小に入る前と比較して、1月中旬以降は10円程度高い卸値価格となることが想定されております。

つきましては全石連 森 洋会長・喜多村利秀経営部会長の連名による47都道府県組合理事長宛の緊急要請第4弾が来ました。

内容を十分ご理解いただき卸価格及び適切な供給に要する費用を反映した価格での販売に心がけて

取り組んでいただきますようお願いいたします。

緊急要請第4弾

2024年12月9日

47都道府県組合理事長 各位

全国石油商業組合連合会
会 長 森 洋
経営部会長 喜多村 利秀

燃料油価格激変緩和対策事業の補助率の段階的縮小について

- 既知の通り、政府は「燃料油価格激変緩和対策事業」について、2024年11月22日(金)に閣議決定した経済対策において、2024年12月19日(木)より、月の全国平均小売価格の変動が5円程度となるよう、ガソリン等燃料油への卸価格に対する補助率を段階的に縮小することを決めました。
- 2024年12月19日以降、月の全国平均小売価格の変動が5円程度となるよう補助率が段階的に縮小されることに伴い、原油価格や為替の変動は不透明であるものの、段階的縮小に入る前と比較して、1月中旬以降は10円程度高い卸価格となることが想定されております。
- 上記に伴い、燃料油の卸価格が段階的に上昇していく事が想定されます。我々石油販売業者は、従業員の賃金アップや電気代をはじめとした諸コストが増加する中でもあり、今回の補助金縮小への対応を適切に行わなければ、過度な廉売競争の状態に陥り、多くのSSが経営を維持できず、ひいてはSSネットワークの瓦解を加速させるおそれすらあります。
- 本件につきましては、資源エネルギー庁燃料流通政策室長、並びに公正取引委員会取引部取引企画課長連名で本会宛に発出された文書にて、卸価格及び適切な供給に要する費用を反映した適正価格での販売を心がけて取り組むよう要請が来ているところであります。
- こうした要請をうけて、全石連では、元売をはじめとした各方面に対しても、適正な価格転嫁の実現に向けて取り組むよう強く要請して参ります。47都道府県組合におかれましても、SSインフラの健全性が損なわれないように、これまで以上に採算販売の重要性を傘下組合員の皆様へ周知いただけますようお願い申し上げます。

以上